

神奈川県監査委員公表第 17 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 24 年 11 月 22 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 持 田 文 男
同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名
神奈川県大磯警察署
- 2 監査実施日
平成24年 5 月25日（平成24年 4 月 6 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7 月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第 9 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 予算の執行において、ムカデ等防除作業業務の執行に当たり、支出科目に誤りがあった。	指導事項については、職員の財務関係諸規程の理解不足によるものであり、職員調査終了後支出科目更訂を行った。 今後は、このようなことのないよう、財務関係諸規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。